

相続登記申請について

準備編

相続の方法やどのように財産を分けるかなど、登記手続以前の内容については、司法書士、弁護士等の法律の専門家にご相談ください。

被相続人（亡くなられた方）名義の不動産がどれくらいあるか分からない

被相続人宛てに市町村役場から送付されている固定資産税の「課税明細書」や市町村役場で^{なよせちょう}「名寄帳」を取り寄せ、内容を確認してください。

登記申請に必要な書類等を知りたい

[必要書類一覧へ](#)

未登記の建物がある※

[鳥取県土地家屋調査士会のホームページへ](#)

※当該建物の「表題登記」を行う必要がある場合があります。
※必要書類の作成には専門的な知識・技能が必要になる場合があります。

自分では難しそうだから専門家に相談したい

[相続登記無料合同相談のページへ](#)

[鳥取県司法書士会の無料電話相談へ](#)